

入 札 説 明 書

「国立文楽劇場外回り改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 工事概要等

- (1) 工 事 名 国立文楽劇場外回り改修工事
- (2) 工事場所 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- (3) 工事内容 別冊仕様書、図面及び現場説明書のとおり。
- (4) 完成期限 令和3年3月19日

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格において、令和2年度の「建築一式工事」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から入札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、建物延べ面積が10,000平方メートル以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場に係る、元請け契約金額が3,000万円以上の規模の外装改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (6) 平成17年度以降に完成・引渡し完了した、掛け面積1,500平方メートル以上の外部足場設置について、施工管理実績を有すること（下請としての実績でも可とする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 1級建築士又は1級建築施工管理技士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。

- ②平成17年度以降に上記（5）及び（6）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
- ③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出すること。
- （8）大阪府、京都府、奈良県、和歌山県又は兵庫県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- （9）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ②「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- （イ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- （ロ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- （ハ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- （ニ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

3. 担当部課及び担当者

〒542-0073 大阪府大阪府中央区日本橋1丁目12番10号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部事業推進課事業推進係

担当者 下村

電話番号 06-6212-5085 (ダイヤルイン)

4. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部長）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記2. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記2. (1) 及び(3) から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和2年7月29日(水)から令和2年8月20日(木)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。

②提出先

上記3. に同じ。

③提出方法

提出先に持参若しくは郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
(3) 資料は、別紙「提出書類について」に従い作成すること。
(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。
(5) その他

- ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②分任契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③提出された申請書及び資料は、返却しない。
④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先

上記3. に同じ。

5. 質問について

- (1) 期 限：令和2年8月19日(水) 午後5時
(2) 仕様に関する質問は、国立文楽劇場部事業推進課事業推進係にて文書で受け付ける。

FAX番号 06-6212-1202

質問に対する回答は、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

6. 競争執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和2年9月3日(木) 午後2時

(2) 場 所：大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場 5階会議室

※ 遅刻の場合は、入札に参加できない。

7. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにし、法定福利費も明示すること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号、代表者の氏名及び工事名を記載すること。

(3) 入札参加者は押印及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について分任契約担当役（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書第21第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

【表】工事費内訳書確認事項

1. 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々件名及び社名を記入した上封印をして提出すること。

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

9. 入札保証金 免除

10. 契約保証金

納付。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

11. 入札の無効

本件の競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書及び郵便による入札書、電信による入札書は無効とする。

12. 落札者の決定方法

本件の工事を実施できると分任契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされ

ない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1 3. 低入札価格調査

- (1) 本件に関し、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。
- (3) 調査中に履行不可能の申し出があつた場合、指名停止措置（原則2ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸されることがあるので注意すること。
- (4) 低入札価格調査を実施した場合
 - (ア) 低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (イ) 振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
 - (ウ) 次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となつた旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となつた旨を通知する。

1 4. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があつた場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

1 5. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1 6. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3. に同じ。

1 7. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる公的機関が発行した書類の写しを併せて提出すること。(例：大阪府競争入札参加資格受付票)
- (3) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HP トップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (4) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」、「文部科学省発注工事請負等契約規則別記第一号工事請負契約基準」による。

提出書類について

競争参加資格の確認のための申請書及び資料として、下記①～⑦の書類を提出すること。

記

① 競争参加資格確認申請書（別記様式1）

② 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

③ 同種工事の施工実績（別記様式2）

※入札説明書2.（5）に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を記載すること。

※記載する工事の施工実績の件数は1件でよい。

④ 同種工事の施工実績に係る契約書等の写し

※③の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。

⑤ 外部足場設置の施工管理実績（別記様式3）

※入札説明書2.（6）に掲げる資格があることを判断できる外部足場設置の施工管理実績を記載すること。

※記載する施工管理実績の件数は1件でよい。

⑥ 外部足場設置の施工管理実績に係る契約書等の写し

※⑤の外部足場設置の施工管理実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び足場の面積が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。

⑦ 配置予定の技術者（別記様式4）

※入札説明書2.（7）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の施工の経験及び外部足場設置の施工管理の経験、並びに申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

※記載する同種の工事の施工の経験及び外部足場設置の施工管理の経験の件数は各1件でよい。

※配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の施工の経験及び外部足場設置の施工管理の経験、並びに申請時における他工事の従事状況等を記

載することもできる。

※同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

⑧ 配置予定の技術者の同種工事の施工経験に係る契約書等の写し

※⑦の同種の工事の施工経験として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料、技術者が従事したことがわかる記録等）の写しを提出すること。

※ただし、④と重複するものは省略すること。

⑨ 配置予定の技術者の外部足場設置の施工管理経験に係る契約書等の写し

※⑦の外部足場設置の施工管理の経験として記載した工事に係る契約書等（契約書及び足場の面積が判断できる平面図等の資料、技術者が従事したことがわかる記録等）の写しを提出すること。

※ただし、⑥と重複するものは省略すること。

⑩ 上記⑦を証明する資格証等の写し

※有効期限内のもののみ有効である。

⑪ 配置予定の技術者が社員であることを証明する健康保険証等の写し

⑫ 大阪府、京都府、奈良県、和歌山県又は兵庫県に本店、支店又は営業所が所在することを証明する会社案内等の印刷物等

⑬ 誓約書（別記様式5）

【注意事項】

③施工実績及び⑤施工管理実績については、平成17年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、かつ引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

国立文楽劇場部長 中島 敏隆 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

令和2年7月29日付で公告のありました「国立文楽劇場外回り改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書別紙②に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書別紙③に定める施工実績を記載した書面（別記様式2）
3. 入札説明書別紙④に定める契約書等の写し
4. 入札説明書別紙⑤に定める施工管理実績を記載した書面（別記様式3）
5. 入札説明書別紙⑥に定める契約書等の写し
6. 入札説明書別紙⑦に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面（別記様式4）
7. 入札説明書別紙⑧に定める契約書等の写し
8. 入札説明書別紙⑨に定める契約書等の写し
9. 入札説明書別紙⑩に定める配置予定技術者の資格証等の写し
10. 入札説明書別紙⑪に定める配置予定技術者の健康保険証等の写し
11. 入札説明書別紙⑫に定める会社案内等の印刷物等
12. 入札説明書別紙⑬に定める誓約書（別記様式5）

以上

同種の工事の施工実績

申請者名（会社名）：_____

競争参加資格		平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、建物延べ面積が10,000平方メートル以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場に係る、元請け契約金額が3,000万円以上の規模の外装改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模 (延べ面積)	(m ²)
	工事内容	

外部足場設置の施工管理実績

申請者名（会社名）： _____

競争参加資格		平成17年度以降に完成・引渡しが完了した工事において、掛け面積1,500平方メートル以上の外部足場設置について、施工管理実績を有すること（下請としての実績でも可とする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模 (延べ面積)	(m ²)
	足場 掛け面積	(m ²)
	工事内容	

別記様式 4

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

申請者名（会社名）： _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		
法令による資格・免許		例) 一級建築施工管理技士（取得年） 一級建築士（取得年） 技術士（建築部門）（取得年）
同種工事の施工経験の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工 事 内 容	
外部足場設置の施工管理経験の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工 事 内 容	
申請時における他工事の 従事状況等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

注) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

誓 約 書

私

当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立文楽劇場部長 中島 敏隆 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の名義及び生年月日を記載した資料を添付すること。

(別記様式5 添付資料 参考様式)

役員等名簿

法人名

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。